



ご存知ですか? 交通事故による入院見舞金制度

ケータイからアクセス!!

入院見舞金制度とは?

一般財団法人和歌山県交通安全協会では、運転者会員になられた皆様が、万一交通事故により20日以上継続して入院治療を必要とする傷害を負われた場合に、入院見舞金(3万円)をお支払いする制度です。

適用を受けるには?

シートベルト又はヘルメットの着用を前提としています。これは入院見舞金の導入によりシートベルト等の着用を促し、交通安全に寄与することを目的としています。

1 適用の範囲

- (1) 本制度は、会員(会費の完納者)であって、入会の日から運転免許証の有効期限まで適用します。
- (2) 会員が、交通事故の発生時において、自動車(自動二輪車を除く。)の乗車時にシートベルトを装着しているとき、もしくは、自動二輪車又は原動機付自転車の乗車時に乗車用ヘルメットを着用しているときに限り適用します。

2 対象となる交通事故

入院見舞金は、会員が自動車若しくは原動機付自転車を運転し、又は同乗(バス、タクシー、その他送迎用自動車の乗客等である場合を除きます。)している際に発生した交通事故であって、次のいずれにも該当する場合を対象にしています。

- (1) 入会の日から運転免許証の有効期限までに発生したものであること。
- (2) 日本国内で発生し、かつ、人身交通事故証明書が発行されたものであること。
- (3) 当該交通事故が原因する傷害の治療のため20日以上継続して入院したものであること。

3 入院見舞金の支払い制限

協会は、次のいずれかに該当する交通事故である場合は、入院見舞金を支払いません。

- (1) 故意(危険運転致傷を含む。)によるもの
- (2) 自殺行為、犯罪行為、又は闘争行為によるもの
- (3) 無免許運転、飲酒運転、過労運転、又は覚せい剤等薬物が影響する運転による交通事故
- (4) テロ行為、戦争、革命、内乱、外国の武力行使、又は暴動が起因するもの。
- (5) 自動車等の競技、競争、興行、訓練、又は試運転中によるもの
- (6) 爆発又は火災が起因するもの
- (7) 地震、津波等自然災害が起因するもの
- (8) 脳疾患、疾病、又は心神喪失によるもの
- (9) 頸部症候群(むち打ち症)又は腰痛で他覚症状のない入院。

4 入院見舞金の額

入院見舞金の額については、1事故につき3万円としています。

5 入院見舞金の請求手続き

- (1) 20日以上継続して入院したことにより、入院見舞金の支払いを受けようとする場合は、請求者本人が住所地を管轄する協会支部(以下「支部」といいます。)に出向いて手続きをして頂くことが必要です(郵送又は電話による請求は、原則として認めていません。)

その際には、運転免許証、印鑑、人身交通事故証明書(コピー可)及び診断書又は同等の証明力を有する書類(いずれもコピー可)を持参して下さい。

- (2) 請求者が入院等のため支部に出向くことが困難なときは、成人の代理人による請求の手続きをすることができます。この場合、代理権を明確にする委任状のほか、請求者の運転免許証の写しを提出して頂く必要があります。

6 請求の期限

入院見舞金は、対象となる交通事故発生の日から6か月以内に請求の手続きをして頂くことが必要です。期限を過ぎると、請求が無効になります。

7 入院見舞金の支払い方法

入院見舞金は、原則として支部の職員が請求者会員のもとに出向いて、手渡すことにしています。

8 参考事項

入院見舞金を請求する際には、事前に協会本部又は支部にご連絡下さい。また、協会に入会されたときの会費領収書は、大切に保管しておいて下さい。

【問い合わせ先】

- ① 一般財団法人 和歌山県交通安全協会

〒640-8524 和歌山市西1番地

TEL 073-473-1710

FAX 073-473-1712

- ② 会員の住所地管轄の交通安全協会

(県下12警察署内に協会の支部事務局があります。)

【個人情報保護法に関するお知らせ】

協会の運転者会員の個人情報には、①優良運転者、交通安全功労者などの表彰、②交通安全に関する各種情報の通知、お知らせ、③入院見舞金制度での会員確認以外には利用しません。

